

## 療育手帳

### ◇制度の概要

療育手帳は、知的な障がいや発達の遅れのある方のために、一貫した相談を行い、ご本人や家族がさまざまな福祉サービスを受けやすくするために岩手県が交付している手帳です。

障がいの程度により、「A」（重度）、「B」（中・軽度）に区分されます。

### ◇申請できる人

岩手県福祉総合相談センターで知的障がいがあると判定された人です。

北上市内で行われる巡回相談（要予約）で判定を受けることもできます。（日時については、市障がい福祉課にお尋ねください）

### ◇申請の手続き

- ・療育手帳交付申請書（申請書は、市障がい福祉課窓口にあります。）
- ・写真1枚（縦4cm×横3cm）
- ・個人番号がわかるもの

を準備し、市障がい福祉課に申請してください。

※写真は、上半身正面を向き、脱帽しているものに限りです。一般のカメラで撮影したものでも構いませんが、必ず写真用のインクジェット用紙で印刷してください。

### ◇交付

療育手帳は、1か月程度で交付になります。

療育手帳ができ次第、申請者へ通知しますので、市障がい福祉課窓口に取りに来てください。

### ◇その他

手帳には再判定の時期がありますので、年齢に応じて2年から10年に一度再判定(更新)の手続きが必要になります。

手帳の「次回判定年月」欄に記載されている時期までに、岩手県福祉総合相談センターに予約をして、再判定を受けてください。

### ◇次のような場合、手続きが必要です。

- (1) 住所や氏名の変更があったとき
  - (2) 手帳の紛失、壊れたり、汚れた場合または、写真更新が必要なとき（写真持参）
  - (3) 記載欄に余白がなくなったとき（写真持参）
  - (4) 療育手帳が不用になったとき
- 紛失以外は手帳をお持ちください。